

**新時代に対応した高等学校改革推進事業  
(普通科改革支援事業に関する質問事例)【令和4年2月24日追加分】**

**1. 申請の条件について**

・申請希望調書及び構想調書において、教育委員会等における決定を経ている等、組織として設置が決定している場合には「決定」欄に○を付すこと、とされているが、学科の設置が条例事項である場合の議会等における決定や、教育委員会会議等における決定までを求めるものなのか。また、何かしらの証明は求められるのか。

→本項目は、教育委員会として設置の意思決定が行われているかを問うものですので、議会や教育委員会会議等の会議の場で決定している場合だけでなく、教育委員会としての決裁を経ている等、組織として学科の設置を決定している場合に○を付してください。また、提出書類としては、決定されたことを証明する書類を求めておりませんが、企画評価会議において求められた場合は書類の提出を求める可能性があります。

・特定の高等学校を指定せず、たとえば、管理機関が包括的に調査研究を行うという形での申請は可能か。

→本事業は、「普通科改革支援事業指定校」において調査研究を実施するものであるため、高等学校を指定せずに申請することはできません。

**2. カリキュラム及び教育方法の開発について**

・今回、研究開発事業として、教育課程の特例は認められるのか。

→本事業においては、学校教育法施行規則第85条並びに第79条及び第108条第1項で準用する第55条に基づき、現行教育課程の基準に抛らない教育課程を編成すること(教育課程の特例)は認められません。他方、学校設定教科・科目として、特色ある教科・科目を設定することは可能です。

・現時点でどのような学校設定教科・科目を設定するかが決まっていない場合、申請書類にはどのように記載すればいいか。

→現時点で記載できる範囲で、例えばどのような目的の学校設定教科・科目を設定するのか等をご記載ください。なお、調査研究の中で、設定する学校設定教科・科目の内容が変更・具体化することはありえることと考えております。

**3. 関係機関との連携・協力体制の構築について**

・文部科学省受託事業において既に運営指導委員会やコンソーシアムを設置している場合、本事業において同構成員をもって運営指導委員会やコンソーシアムとすることは可能か。また、その経費を本事業から支出することは可能か。

→本事業と既に受託している事業の趣旨に照らし、同構成員で本当に本事業に必要な体制を整えることができるかを検討していただくことが必要です。構成員等を同じとしていただくことは問題

ありませんが、既事業と研究内容が異なるため、構成員にもその趣旨を十分理解していただけるように運営を行ってください。また、経費を重複して支出することはできません。本事業に関する業務の場合は本事業の委託費から、既受託事業に関する業務の場合は既受託事業から経費を支出し、その経費が重複しないよう、厳重に注意し、整理してください。

•たとえば、学際領域学科1校、地域社会学科1校を同一管理機関より申請する場合、それぞれの学校に運営指導委員会を設置するのではなく、1つの運営指導委員会が2つの学校を指導・助言する形での運営は可能か。

→運営指導委員は、それぞれの学校の特色や取組内容を踏まえて専門的知見から指導・助言を行う者であるため、その趣旨に鑑みて、それぞれの学校の在り方について検討をすることができる体制が整っているかという観点でご判断ください。

•運営指導委員会は、「第三者により構成される必要」があるとされているが、都道府県教育委員会は運営指導委員会に入ってもいいのか。

→管理機関自身が運営指導委員会の構成員となることも考えられますが、管理機関のメンバーのみで構成される等のことがないよう、専門的知見を有する第三者にご参画いただく体制を整備してください。

•運営指導委員会やコンソーシアムについて、令和5年度以降に一部の委員や構成組織の変更を行うことは可能か。

→可能です。

#### 4. コーディネーターの配置について

•コーディネーターについて、高校の校務分掌に位置づけることとあるが、その趣旨はなにか。また、必ず位置づけることは必要か。

→本事業において研究を行う際には、高等学校の教員だけではなく、コーディネーターが一体となって研究を進めていただくことが大変重要と考えています。よって、本事業では、高等学校を中心として、関係機関等との連携協力が円滑に行われるよう、コーディネーターを高等学校に配置することを要件としており、その意味で高校の校務分掌に位置づけることと記載をしております。なお、本事業においては高等学校に配置することが要件となっているため、必ず高等学校に配置することが必要です。

•コーディネーターがどのような役割を担うかについては、地域の実態やコンソーシアムの状況に応じて決定するというだけでよいか。

→問題ありません。

•コーディネーターの人件費を本事業の委託費から支出することは可能か。

→可能です。

- ・コーディネーターの配置について、コーディネート機能を有する NPO 組織にお願いする等として、コーディネーターを、個人ではなく団体とすることも可能なのか。【2月24日追加】
- 「コーディネーター」自体は個人を想定しているため、複数の個人にお願いをする形になると思われませんが、学校に複数のコーディネーターを配置することは問題ありません。そのうえで、①今回の申請書類では、コーディネーターの個人名が決まっている場合には記載し、その方の資質・能力を問うような様式となっていること、②学校側に配置されている（校務分掌に位置づけられている）必要があることを踏まえて、適切な体制が整えられるかどうかを学校においてご検討ください。

## 8. 経費について

- ・学校設定科目において、企業等の方に来校いただいたり、企業からサポートしてもらうことに関して予算を計上することは可能か。
- 諸謝金等の形で、学校設定科目・科目の実施にあたり企業等の方に来校いただく経費を措置いただくことは問題ありません。あくまで学校設定教科・科目は申請する高等学校において実施されるものであることから、経費については、この点も踏まえて適切に計上してください。
- ・再委託の予算の上限はあるか。
- 再委託費はあくまで必要最低限の範囲において認められるものであるため、事業の執行にあたり適切な範囲で計上してください。また、再委託においても経費が適切に支出されるよう管理機関において注意してください。
- ・再委託についてはどのような経費を想定しているか。たとえば、パンフレットの作成やアンケートの修正等は雑役務費として考えてよいか。
- 問題ありません。

## 9. その他

- ・構想調書が21ページ以上になるが、差支えないか。
- 構想調書の様式内に記載されているページ数を守っていただければ、別添資料も含めて21ページ以上になることは問題ありません。
- ・構想調書 1（3）「当該学科における特色・魅力ある先進的な教育の取組」と4（1）「カリキュラムや教育方法等の特色・魅力ある先進的な教育の内容」の違いはなにか。
- 1（3）は事業の概要を記載するものであり、4（1）は教育課程の詳細を記載するものです。
- ・構想調書 3（1）「管理機関における実施体制や事業の管理方法」及び（3）「学際領域学科又は地域社会学科を設置する高等学校における事業の管理方法」について、管理とはどのようなものを想定しているのか。管理機関と学科を設置する高等学校が同じ管理方法でもよいのか。
- 問題ありません。本部分には、学校における取組の進捗状況を管理機関においてどのように把握

するのかをご記載ください。

- 構想調書 3 (2)「管理機関における事業全体の成果検証、評価のための体制、考え方」とはどのようなものを想定しているのか。3年間の成果を検証し最終年度に成果物等を示すことで検証としていいのか、年度ごとの目標を立てその目標に対する成果を検証することを想定しているのか。

→成果検証は、年度ごとの目標を立てその目標に対する成果検証を行ってください。

- 構想調書3 (4)「管理機関及び新製鋼における研究開発の実績」について、管理機関における実績とは何を書けばよいのか。

→管理機関において、国からの委託事業を受けた実績や、管理機関として類似した事業を実施した実績等があればご記載ください。

- 構想調書4 (5)「学際領域学科又は地域社会学科の設置及び設置に向けた検討に関する生徒、保護者、地域等への説明の実施」について、今後説明を行う方法について記載すればよいのか。

→問題ありません。

- 構想調書5 (3)「事業の進捗状況の定期的な確認や改善の仕組み」について、アウトプットやアウトカムはどのようなものを想定しているのか。

→文部科学省において実施している「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」等における成果報告書等も参考にご記載ください。

- 運営指導委員会やコンソーシアムの構成員、コーディネーターについて、所属や氏名を記入する欄があるが、必ず氏名まで記入しなければならないのか。

→必ず氏名まで記入しなければならないものではありませんが、少なくともどのような役割を担うのかについてはご記載ください。

- 構想調書別添1「学校設定教科・科目の設定に関する説明資料」について、各年で学校設定科目を設定する場合は年次ごとにシートを作成する必要があるか。

→シートは3年次分まとめて1枚のものをご作成ください。

- 構想調書別添2における成果目標とはどのようなものを想定しているのか。例示してほしい。

→文部科学省において実施している「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」等における成果報告書等も参考にご記載ください。

- 学際領域学科及び地域社会学科以外の新しい普通科については、今後別途調査研究時の公募があるのか。

→本事業においては、「学際領域学科又は地域社会学科等」が対象となっておりますので、その他普通科も本事業の対象となっております。

•「高校コーディネーター全国プラットフォーム構築事業」において、コーディネーターを探すこともできるのか。

→「高校コーディネーター全国プラットフォーム構築事業」においては、コーディネーターが集まるフォーラム等の開催も予定しており、そのような場でコーディネーターを探していただくことは可能です。

•本委託事業を受託した場合、教員の加配措置はあるのか。

→研究指定校に対する加配措置は本事業にはございません。そのため、令和4年度においては、本事業の受託による加配措置はありません。一方で、新学科を設置することによる科目増等を鑑みて加配措置の検討を行っており、令和5年度以降については、新学科準備の検討と予算の状況により、加配を希望することが可能です。詳細は各都道府県等教職員定数担当と連携してください。

•申請書類はこのまま公表されるのか。【2月24日追加】

→ビジュアル資料や構想の概要等はHPに掲載することを予定しておりますが、書類をこのまま公表することは想定していません。